

給食施設設置者の方へ

— 給食施設の開始にあたって —

江戸川区健康サポートセンター

江戸川区食育推進標語 おいしいね 声に出そうよ食卓で

(令和4年4月)

特定給食施設とは

1 法による定義

○特定給食施設

特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設を特定給食施設としています。

これを受けて江戸川区では、

- ア 給食施設の喫食者がほぼ同一人と推定される。
- イ 週1日以上で、ほぼ1か月以上継続している。
- ウ その給食数が1回100食以上又は1日250食以上である。

以上の条件を備えている給食施設を特定給食施設として、江戸川区の栄養指導員が健康増進法に基づき、必要な援助及び指導を行っています。

健康増進法第20条・健康増進法施行規則第5条

○その他の給食施設

特定多数人に対し、週1回以上継続的に1回20食以上、または1日50食以上の食事を提供する施設で、特定給食施設を除くものをその他の給食施設といいます。その他の給食施設についても、開始届を提出していただくことにより、必要に応じて、指導、助言、情報提供等を行います。

2 特定給食施設の役割

特定給食は、喫食者の栄養を確保し、健康の保持・増進を図り、かつ喫食者に対する栄養教育をはじめ、その家庭や地域社会の食生活改善を図るなど、その与える影響は大きく、区民の栄養改善に占める役割は非常に重要なものです。

3 特定給食施設の届出の義務

特定給食施設の設置者は、健康増進法第20条第1項、第2項・江戸川区健康増進法施行細則第4条により、給食開始等の届出を、さらに給食施設の管理者は、江戸川区健康増進法施行細則第7条により給食の報告（栄養管理報告）が義務づけられています。

特定給食施設が行う届け出

特定給食施設の設置者は、給食を開始・変更・廃止（休止）した時は、1月以内に区長に届け出なければなりません。（健康増進法第20条第1項、第2項）

給食を開始(再開)する時

給食を開始又は再開した時には、1月以内に保健所長を通じて区長にその旨を届け出なければなりません。

提出先は所轄の健康サポートセンターです。

<必要書類>

- 1 給食開始届(第2号様式)
- 2 給食運営状況調査票
- 3 給食施設の平面図

※ なお、「3 給食施設の平面図」については、食品衛生法における営業許可申請時に添付する「営業設備の配置図」に代えても差し支えありません。

給食内容を変更する時

給食の内容に変更が生じた時には、その時から1月以内に保健所長を通じて区長にその旨を届け出なければなりません。

提出先は所轄の健康サポートセンターです。

<必要書類>

給食届出事項変更届 第3号様式

● 変更届が必要なのは、こんな時

- 設置者の住所の変更 (例：法人の場合は、主たる事務所の所在地 など)
- 設置者の氏名の変更 (例：法人の場合は代表者の氏名 など)
- 給食施設の名称変更 (例：法人の場合はその名称 など)
- 給食施設の所在地の変更 (例：住所表示の変更や住所の変更 など)
- 給食施設の種類のの変更 (例：開始届出の種類が変更になった など)
- 給食の開始予定日の変更 (例：開始予定日が変更になった など)
- 1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数の変更
- 管理栄養士及び栄養士の員数の変更

給食を廃止(休止)した時

特定給食施設が、給食を廃止又は休止した時には、1月以内に保健所長を通じて区長にその旨を届け出なければなりません。

提出先は所轄の健康サポートセンターです。

<必要書類>

- 1 給食廃止(休止)届 第4号様式

● 休止届が必要なのは、こんな時

一定期間、やむをえない理由により給食が提供できない時

(例： 改築等により、一定期間外部から弁当を取る時など)

※ 給食を再開する時には、「開始届」が必要となります。

栄養管理報告書の提出

特定給食施設の管理者は、年に2回、栄養管理報告書を保健所長を通じて区長に提出しなければなりません。

提出する時期は？

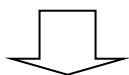
5月、11月に実施した給食について、翌月15日までに報告します。

提出先は？

所轄の健康サポートセンターへ2部提出します。

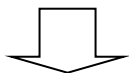
使用する様式は？

- ・ 病院
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 老人福祉施設（特別養護老人ホーム、通所介護施設・その他高齢者施設）
- ・ その他（有料老人ホーム等）



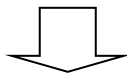
栄養管理報告（病院・介護施設等）に記入します。

- ・ 幼稚園
- ・ 保育所（認可）
- ・ 認定こども園
- ・ その他（認証保育所等）



栄養管理報告（保育所・幼稚園等）に記入します。

- ・ 上記以外の施設



栄養管理報告（給食施設）に記入します。

報告用紙はどこでもらうの？

所轄の健康サポートセンターで配布しています。栄養士へお問い合わせ下さい
東京都のホームページからもダウンロードできます。

東京都栄養管理報告書 で検索

年 月 日

江戸川区長 殿

設置者 住 所

氏 名

電話番号

〔 法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

給食開始届

下記のとおり、給食を開始した（する）ので、江戸川区健康増進法施行細則第四条第1項の規定により届け出ます。

記

ふりがな					
給食施設の名称					
給食施設の所在地	郵便番号				
給食施設の種類					
給食の開始日 又は開始予定日	年 月 日				
一日の予定給食数及び 各食ごとの予定給食数	朝食	昼食	夕食	その他	1日の合計
管理栄養士の員数	人		栄養士の員数	人	

添付書類

- 1 給食運営状況票
- 2 給食施設の平面図

年 月 日

江戸川区長 殿

設置者 住 所
氏 名
電話番号

〔 法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

給食届出事項変更届

下記のとおり、給食施設に係る届出事項を変更したので、江戸川区健康増進法施行細則第四条第2項の規定により届け出ます。

- 1 給食施設名称
- 2 所在地
- 3 変更内容 次のとおり

記

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
該当するものに○をつけてください 設置者の住所 設置者の氏名 給食施設の名称 給食施設の所在地 給食施設の種類 1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数 給食の開始予定日 管理栄養士の員数 栄養士の員数		

年 月 日

江戸川区長 殿

設置者 住 所

氏 名

電話番号

〔 法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

給食廃止（休止）届

下記のとおり、給食を廃止（休止）したので、江戸川区健康増進法施行細則第四条第2項の規定により届け出ます。

記

給食施設の名称	
給食施設の所在地	郵便番号
給食開始届出年月日	年 月 日
給食廃止(休止)年月日	年 月 日
廃止（休止）の理由	

給食運営状況調査票

年 月 日現在

施設名 _____
 所在地 〒 _____
 電話 _____ Fax _____
 施設長 _____
 部門管理者 _____
 栄養管理者 _____ (職種名)

設置者住所 〒 _____
設置者氏名 _____
設置者電話 _____

施設の種類の	1 学校 (公・私) 2 病院 3 介護老人保健施設 4 介護医療院 5 老人福祉施設 6 児童福祉施設 7 社会福祉施設 8 事業所 9 寄宿舍 10 矯正施設 11 自衛隊 12 一般給食センター 12 その他 ()						
給食の運営	1. 直営 (a) 完全直営 (b) 一部委託 (献立作成・発注・調理・盛り付け・配膳・食器洗浄) 2. 委託						
給食方式	1. 単一食 (定食・ランチのみ) 2. 選択食 3. カフェテリア						
給食数一日の平均	朝	昼	夕	他	合計	職員(再)	給食提供日数 週 _____ 日
給食従事者	職 種	施 設 側		委 託 側		<病院> 食事療養費区分 I・II	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	許可病床数 (うち療養型病床群)	
	管理栄養士	人	人	人	人	床	床
	栄 養 士	人	人	人	人	<介護老人保健施設・介護医療院・老人福祉施設> 入所定員 人	
	調 理 師	人	人	人	人		
	調 理 作 業 員	人	人	人	人		
	そ の 他	人	人	人	人	<上記以外の施設>	
計	人	人	人	人	定 員	人	
委託の場合	委託先名 委託先所在地 〒 _____ 電話 _____ Fax _____ 責任者氏名 (職)						
記 入 者	所属 記入者氏名 _____ 電話 _____						

<給食運営状況調査票 記入要領>

- 1 設置者住所、氏名、電話
設置者は施設を設置したもの
例) 都立病院は「東京都」 区立施設は「江戸川区」 事業所は「代表取締役社長」
法人は「法人代表者」
- 2 施設名、所在地、電話、 Fax
施設の正式名称（法人名）を記入し、電話は給食事務室に直通がある場合はその番号を記入し（直）と注記し、ない場合は施設の代表番号を記入する。
- 3 施設長
例) 病院長〇〇〇〇、園長〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇等
- 4 部門管理者
給食部門の責任を有するもの（施設長と同一の場合も有）
委託給食の場合は、施設設置者側の部門管理者を記入する。
例) 人事部長〇〇〇〇、厚生部長〇〇〇〇、事務長〇〇〇〇、栄養科長〇〇〇〇
- 5 栄養管理者
栄養管理の責任を有する者の氏名と職種名を記入する。（部門管理者と同一の場合も有）
例) 管理栄養士〇〇〇〇、栄養士〇〇〇〇、調理師〇〇〇〇
- 6 施設の種類
施設の種類の「給食施設の分類」に基づき該当する記入する。「1 2 その他」の場合は具体的な施設種類を（ ）に記入する。
例) その他（有料老人ホーム） その他（認証保育園）
- 7 給食の運営
一部業務内容を委託している場合はその内容に○をつける。
- 8 給食方式
該当する食事提供方法に○をする。
「単一食」～献立が一種類のみの方式
「選択食」～定食、うどん、丼などの中から、1食分を選択する方式
「カフェテリア」～主食、主菜、副菜等をそれぞれ選択することが可能な方式

9 給食数

提供している1日の食数を記入する。

*給食数が、年間（月間）で極端に差のある場合は、平均食数を記入する。

*おやつは昼食の一部と考えるので、「他」の欄には記入しない。

*職員食を実施している場合は、それぞれの食事区分に職員数を加えた食数を記入し、再掲欄に職員食の1日当たりの平均食数を記入する。

給食提供日数

*1週間の給食日数を記入する。

病床数・定員数

*＜病院＞

食事療養費区分の該当するものに○をする。

許可病床数と療養型病床群の病床数を記入する。

*＜介護老人保健施設・老人福祉施設＞

施設定員（入所定員）数を記入する。

*＜上記以外の施設＞

定員数を記入する。

10 給食従事者

給食従事者の人数を記入する。

*同一人の管理栄養士又は栄養士が2つ以上の施設を兼務している場合、もしくは本部（本社）のみに管理栄養士又は栄養士が勤務している場合、もともと勤務時間が長い施設1ヶ所、又は本部のみに管理栄養士又は栄養士がいるものとして計上し、他の施設にはいないものとして扱う。

*管理栄養士とは管理栄養士の資格を有し、栄養士もしくは管理栄養士の職種名で採用された者のみを記入する。

*栄養士とは栄養士の資格を有し、栄養士の職種名で採用された者のみを記入する。

*調理師とは調理師の資格を有する者のみを記入する。資格のない者は調理作業員に人数を記入する。

*常勤職員とは、正規のフルタイム勤務の者に限る。

11 委託の場合

委託先業者の名称、本社所在地、電話、Fax、責任者の氏名・職名を記入する。

給食施設の平面図

年 月 日

施設名

(1) 平面図

記載事項

(2) 付近見取り図（100メートル以内）

- 調理室の大きさ
- 調理器具の配置
- 出入り口の位置
- 通路の位置
- 便所、手洗いの位置

（日本工業規格A列4番）

<給食施設の平面図 記入要領>

1 平面図

記載事項を参照の上、各室や各機器の大きさ等を正確に記入する。

2 給食施設付近の見取り図

公共施設など目標をはっきりと記入し、方角を示す。

3 その他

本様式は、食品衛生法における営業許可申請時に添付する「営業設備の配置図」に変えても差し支えない。

給食施設の種類

区分	該当施設	条件
1 学校 (公立・私立)	公立学校・私立学校・公立幼稚園・ 私立幼稚園・各種学校 幼稚園型認定こども園	学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び第134条第1項に規定する各種学校、学校給食法第6条に規定する学校給食共同調理場及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園(当該施設が幼稚園である場合)
2 病院	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院
3 介護老人 保健施設	介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
4 介護医療院	介護医療院	
5 老人福祉施設	特別養護老人ホーム・老人ディ サースセンター・老人短期入所施設 老人介護支援センター・老人福祉センター・ 軽費老人ホーム・養護老人ホーム	老人福祉法第5条の3に規定する施設
6 児童福祉施設	認可保育所・乳児院・母子生活支援施設・児 童養護施設・福祉型障害児入所施設・児童自 立支援施設・児童家庭支援センター・幼保連 携型認定こども園・保育所型認定こども園・ 地方裁量型認定こども園	児童福祉法第7条に規定する施設、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園(当該施設が幼稚園である場合を除く)
7 社会福祉施設	救護施設・障害者支援施設・婦人保護施設 等	生活保護法第38条、身体障害者福祉法第5条第1項及び売春防止法第36条に規定する施設並びに社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの
8 事業所	事業所	労働基準法別表1に規定する事業所
9 寄宿舍	学生又は労働者の寄宿施設	学生又は労働者を寄宿させる施設
10 矯正施設	刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・少年 鑑別所	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)並びに少年院法第4条に規定する少年院及び少年鑑別所法第3条に規定する少年鑑別所
11 自衛隊	自衛隊	—
12 一般給食センター	特定した施設(複数の場合も含む。)に対して 継続的に食事を供給している施設	特定した施設(複数の場合も含む。)に対して継続的に食事を供給している施設
13 その他	上記に含まれない施設。 警察学校・認証保育所・認可外保育所・地域 型保育事業、有料老人ホーム 等	上記に含まれない施設

(参考 衛生行政報告例での給食施設分類)

江戸川区【健康サポートセンター】一覧

センター名	中央 健康サポートセンター	小岩 健康サポートセンター	東部 健康サポートセンター	清新町 健康サポートセンター	葛西 健康サポートセンター	鹿骨 健康サポートセンター	小松川 健康サポートセンター	なぎさ 健康サポートセンター
所在地	〒132-8507 中央4-24-19	〒133-0052 東小岩3-23-3	〒132-0011 瑞江2-5-7	〒134-0087 清新町1-3-11	〒134-0083 中葛西3-10-1	〒133-0073 鹿骨1-55-10	〒132-0034 小松川3-6-1	〒134-0085 南葛西7-1-27
電話	5661-2467	3658-3171	3678-6441	3878-1221	3688-0154	3678-8711	3683-5531	5675-2515
管轄地域	<ul style="list-style-type: none"> ・中央 ・松島 ・松江 ・東小松川 ・西小松川町 ・大杉 ・西一之江 ・春江町4丁目 ・上一色 ・本一色 ・一之江 ・西瑞江4丁目 1,2,10~27 ・江戸川4丁目 15~25 ・松本 ・興宮町 	<ul style="list-style-type: none"> ・東小岩 ・西小岩 ・南小岩 ・北小岩 	<ul style="list-style-type: none"> ・春江町2, 3丁目 ・東瑞江1~3丁目 ・西瑞江3丁目 ・西瑞江4丁目 5~9 ・江戸川1~3丁目 ・江戸川4丁目 1~14 ・谷河内2丁目 ・下篠崎町 ・篠崎町3~6丁目 ・南篠崎町1~5丁目 ・東篠崎町 ・東篠崎1, 2丁目 ・瑞江1~4丁目 	<ul style="list-style-type: none"> ・西葛西 ・中葛西5~8丁目 ・清新町 ・臨海町1~4丁目 	<ul style="list-style-type: none"> ・春江町5丁目 ・西瑞江5丁目 ・江戸川5, 6丁目 ・一之江町 ・二之江町 ・船堀 ・宇喜田町 ・東葛西1~3丁目 ・東葛西4丁目 14~28, 56,57 ・東葛西5丁目 ・中葛西1~4丁目 ・北葛西 	<ul style="list-style-type: none"> ・新堀 ・春江町1丁目 ・谷河内1丁目 ・鹿骨町 ・鹿骨 ・上篠崎 ・篠崎町 1, 2, 7, 8丁目 ・西篠崎 ・北篠崎 ・東松本 	<ul style="list-style-type: none"> ・小松川 ・平井 	<ul style="list-style-type: none"> ・東葛西4丁目 1~13, 29~55, 58 ・東葛西6~9丁目 ・南葛西 ・臨海町5, 6丁目